

地域再生計画

- 1 地域再生計画の名称
生涯健康づくり推進計画
- 2 地域再生計画の作成主体の名称
愛媛県東温市
- 3 地域再生計画の区域
東温市の全域

- 4 地域再生計画の目標
東温市の現況及び特性

愛媛県東温市は、平成16年9月21日旧温泉郡重信町と同郡川内町が合併し新たに誕生した市ですが、表1に示すように人口は近年微増しているものの少子化、高齢化が進んでいます。

少子化対策においては、子育て支援と子供の健全育成の推進、子育て環境の整備など、安心して子供を生み育てられる地域づくりが必要となり、高齢化対策においては、介護サービスの基盤整備、高齢者保健福祉の充実、救急医療体制の充実、より専門的な人材の確保などが求められるとともに、高齢となっても健康で生きがいを持って生活できる地域づくりが重要となります。

今後もさらなる少子・高齢化の進行が予測されることから少子高齢社会に対応した行財政基盤の確保・強化が必要です。

当市には、愛媛大学医学部附属病院、独立行政法人国立病院機構愛媛病院という基幹的な総合病院があるほか、民間の医療施設も多く、恵まれた医療環境にあります。また、民間の障害者関連施設や高齢者関連施設も数多く設置されており、充実した医療・福祉環境を誇るとともに、広域的にも健康福祉の拠点としての役割を担っています。

また、当市には県立の高等学校や養護学校、国立の養護学校や民間の医療専門学校も設置されており、幼稚園から大学までの各種の教育施設が整備された、教育環境の充実した都市として知られるとともに、文化・教養施設、スポーツ施設のほか温泉交流施設もあり、教育文化と余暇活動の環境にも恵まれています。今後とも、このような健康福祉の都市、教育文化の都市としての特性をさらに伸ばして、生涯にわたって健康で安心して暮らせるまちづくり、文化の薫り高いまちづくりを進めていくことが必要です。

表1 人口構造の変化 (単位：人、%)

年 区分	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	総数	構成比	総数	構成比	総数	構成比	総数	構成比
総人口	31,096	100.0	32,286	100.0	33,744	100.0	34,376	100.0
年少人口	6,167	19.8	5,681	17.6	5,187	15.4	4,796	14.0
老年人口	4,464	14.4	5,594	17.3	6,617	19.6	7,476	21.7

東温市の将来像

住民の日常生活圏の拡大、地方分権の進展、少子・高齢化の進行等時代の大きな変革期にある社会情勢の中で、21世紀の初頭にふさわしい、行政基盤のしっかりとした自治体づくりが求められています。

このような情勢の中で、当市は松山圏東部の独立した核として、豊かな自然環境のもと若年層から高齢者まであらゆる世代の人が安心して暮らせることのできる田園都市機能を分担する必要があります。

このため、新市建設計画では『水清く人と緑が輝く豊かな夢創造都市』を新市の将来像として掲げ、豊かな自然と共生する人にやさしい生活空間の創造を目指すとともに、川内インターチェンジをはじめとする交通の結節点としての位置をまちづくりに生かし、環境、健康福祉、文化教育などが高度に充実した暮らし豊かで大きな夢が実現する活力あるまちづくりを推進していくものとします。

東温市は、新市のまちづくりの将来像である『水清く人と緑が輝く豊かな夢創造都市』づくりを進めるため、次の6項目の基本目標を設定しました。

地域と共生する快適環境のまちづくり
人にやさしい健康福祉のまちづくり
心豊かに学びあう文化創造のまちづくり
想像力と活力ある産業が育つまちづくり
新たな出会いと飛躍を支える都市基盤づくり
共に生き共に築く協働のまちづくり

「人にやさしい健康福祉のまちづくり」では、ノーマライゼーションの理念(だれもが幸せで生きがいを持って暮らせる地域社会をつくること)に立ち、子供から高齢者まで、すべての住民が住み慣れた地域で健やかに暮らすことのできるように、安心して子供を生み育てられる環境づくりをはじめ、高齢者や障害者に自立・生活支援の充実と支援体制の整備、介護予防や健康づくり事業の強化、ボランティア活動やシルバー人材の活用などの促進とともに、関連施設の整備を図り、健康福祉のまちづくりを推進することを目標とします。

当市内には、通所介護(デイサービス)施設と通所リハビリテーション(デイケア)施設がそれぞれ5箇所ありますが、18年度以降の介護予防給付事業についてはできるだけ介護保険の適用を受けないで、診療所を転用により再整備した保健センターにおいて、市の保健事業として取り組み、地域住民が仲間づくりをしながら健康づくりができる体制を整えます。

介護予防給付事業は、主に要支援、要介護1、要介護2程度の人を対象に実施する予定ですが、生活機能に関する身体機能については、目標として事業参加者の60%の程度の人数の要介護度の改善を図ることとします。

5 目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

東温市では新市の将来像の実現のために設定した基本目標を達成するため各種施策・事業の展開を図りますが、人にやさしい健康福祉のまちづくりでは次の施策を実施します。

生涯健康づくりの推進

すべての市民が生涯を通じて健康で心豊かに暮らせるよう、『国の健康日本21』、県の『健康実現えひめ2010』等を踏まえ、健康管理意識の高揚と自主的活動を促進するとともに、人生の各期に応じたきめ細かな保健サービスの提供に努め、健康のまちづくりを進めます。また、医療ニーズの高度化、多様化に対応できるよう、地域医療体制の充実に努めます。

地域福祉体制づくりの推進

地域福祉活動の中核的役割をになう社会福祉協議会や民生・児童委員、各種関係団体の育成・支援を進めながら、市民一人ひとりの福祉意識の高揚やボランティア活動の促進と地域福祉のネットワーク化を図り、すべての市民が住み慣れた地域で支え合いながら生きる、人にやさしいまちづくりを進めます。

高齢者施策の充実

高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、保健福祉サービスと介護保険サービスの内容充実をはじめ、施設の整備・充実や人材確保などの総合的なサービス提供体制の整備、さらには、高齢者の介護予防や生活支援、健康づくりや生きがいづくり対策の充実を図ります。

障害者支援の充実

障害者が地域の一員としていきいきとした生活が送れるよう、総合的な障害者施策の推進を図り、「ノーマライゼーション」の理念に立脚したまちづくりを進めます。

子育て支援とひとり親家庭福祉の充実

少子化が進行する中、次世代をになう子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりに向けて、総合的、計画的な子育て支援施策の推進を図ります。また、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に向けて、生活実態に応じた支援施策を推進します。

地域における社会保障の充実

すべての市民が健康で文化的な生活を維持し、不安のない老後を送ることができるよう、生活保護制度、国民健康保険制度、介護保険制度、また国民年金制度の適正な運用とともに、制度に対する住民の理解と認識の高揚に努めます。

当市では、上記 生涯健康づくりの推進のために、保健福祉施設建設事業及び健康センター改造事業を実施します。

保健福祉施設建設事業

福祉事務所の設置に合わせて、保健・福祉業務を統合して実施する基幹型の総合保健福祉センターを旧重信の区域に新設し、一体的なサービスを提供し、住民の健康づくりに努めます。

川内健康センター(旧川内町国民健康保険直営診療所及び川内町保健センターの複合施設の総称)改造事業

従来の川内健康センターは、地域型と位置付け、健康診断や健康相談業務を引き続き実施し、川内地区の健康づくりの拠点として適切な改造を行います。

5 - 2 法第4章の特別措置を適用して行う事業

補助対象施設の有効活用【A3004】

補助対象施設の現状

昭和54年度に国民健康保険調整交付金で整備した診療所は、昭和62年12月1日から休止。

昭和55年度に国民健康保険調整交付金で整備した診療所医師住宅は、診療所休止に伴い空き家となる。

転用の必要性

5-1- - で述べたように、当市の建設計画において、従来の川内健康センターは地域型と位置付けて、川内地区の健康づくりの拠点として改造を行うこととなっており、国民健康保険調整交付金を受けて整備した国保診療所の転用が不可欠となっています。

旧川内町において地域住民の健康の保持増進のため保健と医療の連携を図ることを目的として、国民健康保険直営診療所と保健センターを一体化して建設した複合用途の川内健康センターの内、現在休止している国保診療所の用途を保健センターに転用して、建物全体を保健センターとして再整備し、川内地区の健康づくりの拠点として基盤整備を行います。

転用の相手方

東温市

転用後の施設の目的

地域保健法第 19 条に基づく市町村保健センターとして使用。

(複合用途建築物として整備した診療所と保健センターであるが、診療所部分についても保健センターに転用するもの。)

厚生労働省は介護予防については、介護保険法改正案で新たに創設する予防給付のサービスに関して、平成 16 年度に筋力向上、栄養改善、口腔ケア、閉じこもり予防、フットケアの五つのサービスについてモデル事業を実施しましたが、当市においても平成 18 年度から始まる予防給付事業について、特に筋力向上についてサービス提供基盤の整備を行い、表 2 に示す要支援、要介護 1、要介護 2 の人達の要介護度の改善を図ります。

表 2 要介護度別認定者数の推移【各年度末現在】 (単位：人)

要介護度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
要支援	107	115	144	129	151
要介護 1	236	266	340	458	495
要介護 2	169	201	242	270	238
要介護 3	138	147	155	145	166
要介護 4	178	163	139	155	149
要介護 5	147	166	173	193	194
合計	975	1,058	1,193	1,350	1,393

また、診療所の転用に伴い、昭和 55 年度に診療所の附属建物として建築した医師住宅は不要となりますが、平成 14 年度から市町村が精神障害者社会復帰施設又は精神障害者居宅生活支援事業若しくは精神障害者社会適応訓練事業の利用の調整、精神保健福祉手帳及び通院医療費公費負担に関する手続きの受理の事務等を行うこととされ、また、精神障害者居宅生活支援事業については市町村を中心として行うこととされていることから、不要となった医師住宅については、在宅で生活する精神障害者や心に不安や悩みのある方を対象に実施する支援事業としてのデイケアの拠点として転用し、健康センターの付帯建物として整備を行います。

生涯健康づくりの推進、高齢者施策の充実を図り、介護予防給付及び精神保健福祉サービスの基盤強化のために、現在休止状態で再開の必要

性の希薄な診療所及び医師住宅を有効活用します。

5 - 3 その他の事業

健康づくり事業の新たな展開

当市では平成 16 年 9 月の合併による市制以前に、国の健康づくり計画である「健康日本 2 1」、愛媛県の健康づくり計画「健康実現えひめ 2010」を受けて旧重信町で「健康しげのぶ 2010」を、旧川内町で「いきいき！健康かわうち 2 1」を策定し、市民一人ひとりが健康づくりを主体的に取り組むと共に、社会全体でこれを支援する環境を整備し、個人の健康と社会の健康力の増進を図り、地域住民が生涯にわたり健康で安心して暮らせるまちづくりを目指すことになっています。

川内地区においては、合併に伴い行政の中心が川内から重信地区に移ったことにより、色んな面で不便を感じていますが、健康づくりにおいてはその拠点を川内地区にも残し、生涯健康づくりを推進するものです。

市として今後取り組む事業として、愛媛大学医学部附属病院、独立行政法人国立病院機構愛媛病院等との連携を強化による保健・医療・福祉の充実、地域の保健・医療・福祉・介護・子育て共生ネットワークの確立、保健・福祉サポーター登録制度の導入、保健・医療・福祉関連団体及びボランティア団体等との連絡会議の設置等を行い、その中で保健センターとしてもその機能を十分発揮できるよう体制強化を図ります。

6 計画期間

認定された日から平成 22 年 3 月 31 日まで

7 目標達成状況に係る評価に関する事項

計画期間終了後、当市の保健関係統計に基づき事業実施前後の要介護度の改善状況等を分析し、事業評価を行ないます。

8 地域再生計画実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし